

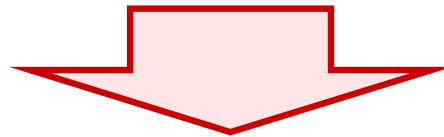
令和4(2022)年度 評価結果について

◆ 令和2(2020)年度以降の認証評価

学校教育法の一部改正(令和2年4月1日施行)への対応

学校教育法の一部改正の概要

- ① 大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け【第109条第5項】
- ② 大学は適合認定を受けるための努力義務【第109条第6項】
- ③ 適合認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求【第109条第7項】等

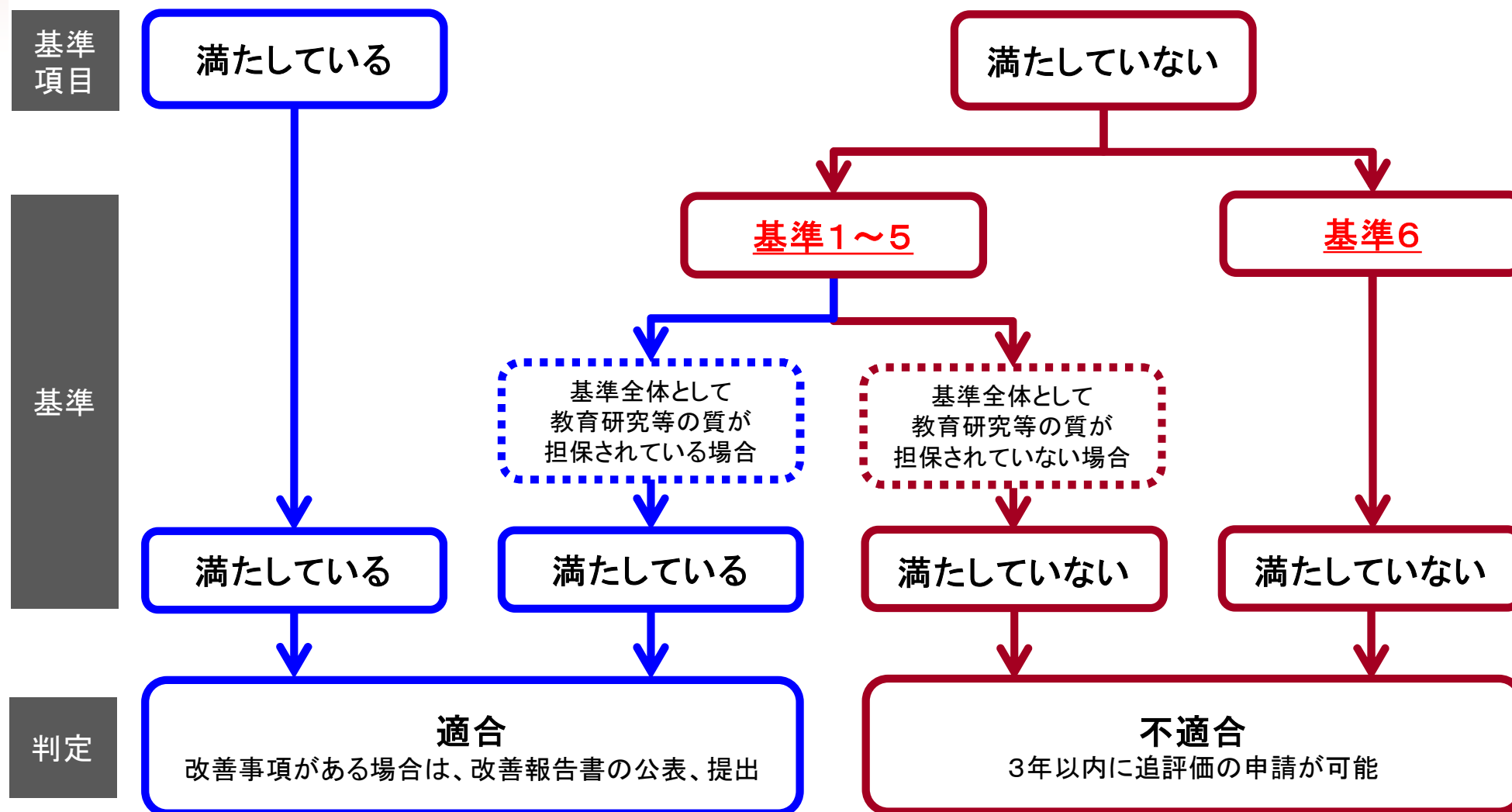


【評価機構の対応】

- ① 認証評価の判定を「適合」「不適合」のみとし、「保留」と「再評価」を廃止
- ② 「不適合」の大学等は、3年以内に「追評価」の申請が可能、評価結果は公表

◆令和2(2020)年度以降の認証評価

学校教育法の一部改正(令和2年4月1日施行)への対応



◆令和2(2020)年度以降の認証評価

学校教育法の一部改正(令和2年4月1日施行)への対応

(評価チーム)

評価チーム評価報告書案⇒12月末または1月初旬に大学へ通知
(基準項目を満たしているか否かの評価のみ記載)

(判定委員会)

評価報告書案⇒2月初旬に大学へ通知
(適合か否かの判定、基準及び基準項目を満たしているか否かの評価記載)

<判定の期日>

○基準項目全て満たしている場合

⇒各大学の実地調査最終日まで

○満たしていない基準項目があった場合

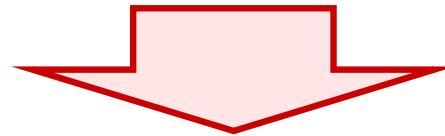
⇒「評価報告書案」の確定(2月下旬ごろ開催の判定委員会)までとし、
実地調査以後でも満たしていない基準項目の要因の改善が認められた場合は、判定委員会の判断で基準項目を「満たしている」と変更することができる。

◆令和2(2020)年度以降の認証評価

私立学校法の一部改正(令和2年4月1日施行)への対応

私立学校法の一部改正の概要

- ①認証評価結果を踏まえた、事業計画、事業に関する中期的な計画等の作成
【第45条の2】
- ②届出の寄附行為、監査報告書、財務三表、事業報告書、役員等名簿(理事・監事・評議員)、役員に対する報酬等の支給の基準の公表【第63条の2】
- ③監事の牽制機能の強化等、役員の職務及び責任に関する規定の整備
【第24条、26条、36条、37条、40条の5、41条、44条の2、44条3、44条の4】等



【評価機構の対応】

- ①判断例:事業計画及び事業に関する中期的な計画の内容について、直近の認証評価の結果が全く踏まえられていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- ②判断例:私立学校法第63条の2で指定している事項について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

◆令和4(2022)年度評価結果

評価結果の提供及び公表

- 文部科学大臣への提出
- 文部科学省記者クラブへの資料提出
- 評価結果報告書作成及び公表
- 判断例の公表(平成24年度から実施)

・令和4年度 評価結果(令和5年3月27日公表)

大学	67校	適合	66校
		不適合	1校
短期大学	2校	適合	2校

◆令和4(2022)年度評価結果

優れた点と改善を要する点

●大学及び短期大学機関別認証評価

	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	基準6
優れた点	15(1)	81(2)	35(2)	30(1)	14	18
改善を要する点	1	19	6	30	38	29

※()内は、短期大学機関別認証評価の数値

基準1 使命・目的等 基準2 学生 基準3 教育課程 基準4 教員・職員 基準5 経営管理と財務 基準6 内部質保証

◆令和4(2022)年度評価結果

◆令和4年度 優れた点(重点評価項目)

●基準6「内部質保証」について

- 自己点検・評価結果について分析・評価にとどまらず、教学マネジメント会議を設置して教育研究活動等の改善向上に向け、改善策の企画立案を行い、PDCAサイクルを強く意識し、実践力ある体制づくりに努めている点は評価できる。
- 内部質保証を担保するためのチェック機能の一つとして、非常勤である監事が毎月2回ほどのペースで大学及び法人に対する監査を実施しており、内部監査室長とも連携した業務監査が充実している点は評価できる。
- 学内グループウェアで専任教職員が各会議体の報告書及びデータをいつでも閲覧できるようにすることで、各部局の課題の発見及び改善方策の立案などの自己点検・評価を促進し、事業計画に反映する自律的な仕組みを構築していることは評価できる。
- 毎年度の「自己点検・評価シート」、中長期計画に基づき単年度計画として策定している「行動計画」の評価を、いずれもエビデンスに基づいて記述しており、エビデンスに基づく評価を徹底している点は評価できる。
- 法人及び大学の状況を記載した冊子を毎年度作成して教職員に配付している。大学教職員各自は自己点検・評価活動のエビデンス資料として活用しているほか、事業計画アクションプランにも掲載し、進捗報告書の作成や実績報告書にも活用していることは評価できる。
- 自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保するために学外有識者等による「外部評価委員会」を設置し、外部評価員の意見を反映した改善・改革に取り組んでいることは評価できる。
- 地元自治体、教育委員会、学校、企業等からの外部有識者を評価員とした外部評価者会議を開催し、教育研究活動について評価・助言を求めていることは評価できる。

◆令和4(2022)年度評価結果

◆令和4年度 優れた点(重点評価項目)

●基準6「内部質保証」について

- 自己点検・評価活動の客観性・適切性を確保するための体制として、外部有識者を含む「教育改革有識者委員会」を設置し、外部有識者から広く意見を募り改善に反映させる取組みは評価できる。
- IR推進体制を更に充実させるために他大学と合同でIR研修会を実施していることは評価できる。
- IR推進室において、学生の学修や生活の情報を集約した学生ポートフォリオを作成し、必要に応じて演習の担当教員に開示するなどして、学生の支援に活用している点は評価できる。
- 自己点検・評価活動の結果として、特色ある教育を支える教学システムの充実や文部科学省補助事業の採択など、教育研究の成果を挙げていることは評価できる。
- 学長のリーダーシップのもと、内部質保証を全学的かつ効果的に推進し、中期計画・年度計画のPDCAサイクルと連動させ、着実な進展を図っている点は、高く評価できる。
- 自己点検・評価委員会に外部評価委員が積極的に参画し、点検活動に貢献していることは評価できる。
- 包括協定を締結している地元自治体に、大学の取組みに対する評価を依頼し、自治体から「大学の取組に対する評価・意見書」が提出されており、学外の評価・意見を取入れている点は評価できる。

すべての基準の優れた点(当機構ホームページで公表)

<https://www.jiheer.or.jp/achievement/efforts/>

◆令和4(2022)年度評価結果

◆令和4年度 主な改善を要する点

●基準1「使命・目的等」について

- ・中期的な計画の策定

●基準2「学修と教授」について

- ・学科ごとの収容定員の未充足又は超過
- ・学生相談室の人員配置

●基準3「教育課程」について

- ・単位の認定方法
- ・学修成果の点検・評価及びフィードバック

●基準4「教員・職員」について

- ・学長のガバナンス

◆令和4(2022)年度評価結果

◆令和4年度 主な改善を要する点

●基準5「管理・運営と財務」について

- ・規程・規則の不備
- ・議事録の未作成及び不備
- ・理事会／評議員会の運営
- ・監事の監査報告書
- ・財務基盤

●基準6「内部質保証」について

- ・内部質保証の方針の明確化
- ・内部質保証の組織体制／責任体制
- ・自己点検・評価の正確性
- ・重点評価項目として、他の基準での指摘との関連に基づく指摘

◆令和4(2022)年度評価結果

令和4年度判断例(当機構ホームページにて公表)

令和4年度に新たに追加された判断例

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

○監事の監査報告書を理事会又は評議員会において審議・決定をしている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。